

燕市都市公園条例の一部改正について

燕市都市公園条例（平成18年燕市条例第166号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 3 年 3 月 1 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市都市公園条例の一部を改正する条例

燕市都市公園条例(平成18年燕市条例第166号)の一部を次のように改正する。

別表第4の2の表を次のように改める。

占用物件		単位	金額(円)
電柱	第1種電柱	1本につき1年	540
	第2種電柱		830
	第3種電柱		1,100
電話柱	第1種電話柱		480
	第2種電話柱		770
	第3種電話柱		1,100
その他柱類			48
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1mにつき1年	5
地下に設ける電線その他の線類		長さ1mにつき1年	3
水道管、下	外径が0.15m未満のもの	長さ1mにつき1年	43
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		58
水道管、ガ	外径が0.2m以上0.4m未満のもの		120
	ス管その他		外径が0.4m以上1m未満のもの
これらに類 するもの	外径が1m以上のもの		580
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	960
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個につき1年	400
競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物		占用面積1m ² につき 1日	19

標識	1本につき1年	770
工事用板囲い、足場、詰所その他工事用施設	占有面積 1m ² につき 1月	190
土石、竹木その他工事用材料の置場	占有面積 1m ² につき 1月	190

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第4の2の表の規定は、令和3年4月1日以降納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。